平成２４年（フ）第１８３号
福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼147番地
債務者　大竹　陽子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
福島県郡山市台新２丁目22番12号
債務者　二階堂ひろ子（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
福島県郡山市字五百渕西１番地の19　５号
債務者　ダクルス久美（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
福島県西白河郡矢吹町善郷内17番地　Ｂ―83、前住所福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字不時沼287番地
債務者　渡部　亜紀（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字前寄井７番地　フレッシュライフ泉崎Ａ―302、前住所福島県西白河郡泉崎村大字太田川字上丁49番地
債務者　渡邊　徳夫
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
福島県いわき市内郷高野町広萱１番地の37
債務者　小松　昭仁
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第８４号
群馬県桐生市東２丁目10番４号
債務者　川島　正裕
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４２２号
金沢市平和町２丁目７番５号　県営住宅27棟403号、従前の住所横浜市南区吉野町４丁目19番地２
債務者　谷　まどか
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４３４号
金沢市粟崎町２丁目158番地６、従前の住所千葉県成田市公津の杜２丁目14番地１
債務者　藤井　秀樹
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３９２号
山梨県甲斐市篠原2348番地11　カーサダイユウ105
債務者　佐藤　嘉一
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
山梨県甲府市大里町2524番地６
債務者　森本しげ子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
長野市篠ノ井塩崎6834番地１　グランドリバティ篠ノ井107号
債務者　小林　健一（旧姓弓田）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
長野市大字南堀137番地11　セジュール千曲Ｂ棟201号室
債務者　弓田　千里（旧姓滝澤・小林）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
長野県諏訪郡富士見町富士見3210番地の18
債務者　山村みゆき
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１０７号
長野県諏訪郡富士見町富士見3210番地の18
債務者　山村　　勲
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第９４号
富山市有沢2485番地３
債務者　吉永　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２１７８号
名古屋市中川区吉津２丁目3118番地　渕上マンション３―Ｂ号
債務者　小野田佳子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部